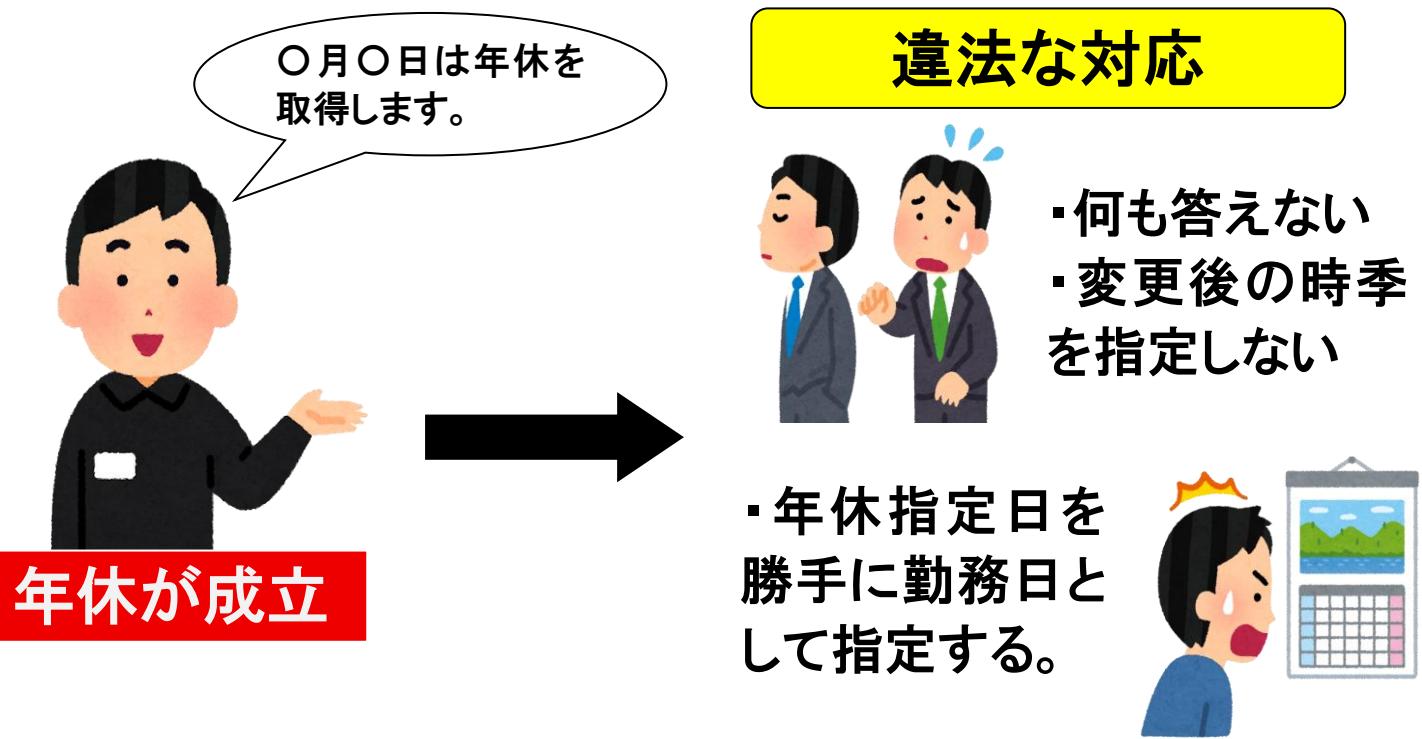


年休は会社の「許可」を必要としません。

「〇月〇日は年休を取得します。」と時季指定すれば、それだけで年休が成立します。
(労基法第39条)



会社が持つのは「時季変更権」のみ

労働基準法第39条(年次有給休暇)

5. 使用者は、前各項の規定にある有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない。ただし請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

会社は年休を与えることができない場合、別日を必ず指定しなければならず、単に「取れません」は違法です。もし年度末までに変更後の時季を指定されず、年休が失効する(流れる)場合、時季変更権を行使しているとは言えず、これも違法な取り扱いとなります。



第205号
2025年12月1日
発責 国労九州本部
住所 博多区博多駅東3丁目9
番3号ニッコウハイツ 1003号